

れ、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）が改正されました。

介護保険法の改正により、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを提供することにより、地域の支え合いを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることをめざしており、平成 29 年 4 月までに予防給付（訪問介護・通所介護）について、市町村が地域の実情に応じた取組を行う、地域支援事業として実施することになり、これまでの介護事業者だけでなく、地域団体や NPO 等多様な担い手によるサービス提供が求められています。

また、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要となっています。そのため、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、市町村が中心となって医師会等と連携しながら、連携体制の構築を推進することが必要です。

○こども・子育て支援施策

国においては、子ども・子育て関連三法^{*}が制定され、平成 27（2015）年 4 月から子ども・子育て支援新制度が本格施行されました。

この法律のもとに、各市町村においては、各家庭の子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容を盛り込んだ「市町村子ども・子育て支援事業計画」を作成し、計画的に整備・実施することとされています。また、平成 25（2013）年に公表された「待機児童解消加速化プラン」においては保育ニーズがピークを迎える平成 29（2017）年度末までに待機児童解消をめざすこととしています。

本市では、平成 26（2014）年に一部改正された「次世代育成支援対策推進法」に基づく計画と、「子ども・子育て支援法」に基づく計画を一体として作成した「大阪市こども・子育て支援計画（平成 27～31 年度）」に基づき、子育て世帯や若者を対象に実施したニーズ調査結果もふまえて、包括的な視野から総合的なこども・子育て支援施策を推進しています。

○ひとり親家庭等自立支援施策

国においては、ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、また、子どもの貧困対策にも資するよう、ひとり親家庭支援施策を強化するため、平成 26（2014）年 10 月に「母子及び父子並びに寡婦福祉法」が改正施行されました。

平成 27（2015）年 12 月には、子どもの貧困対策会議で「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」が決定され、ひとり親家庭が孤立せず支援につながる仕組みを整えつつ、生活、学び、仕事、住まいを支援するとともに、ひとり親家庭を社会全体で応援する仕組みを構築するため、自治体の窓口のワンストップ化の推進、子どもの居場所づくりや学習支援の充実、親の資格取得の支援の充実及び児童扶養手当の機能の充実に取り組むこととしています。

本市では、「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画（平成 27～31 年度）」を策定し、きめ細やかな就業支援サービスと子育て・生活支援サービスを中心とした総合的・計画的なひとり親家庭等自立支援施策を切れ目なく推進しています。

○生活困窮者支援施策

これまでの福祉制度は「高齢者」「障がい者」「児童」といった特定の対象者や分野ごとに展開されてきました。各種の制度・福祉サービスは、当事者の特性や個別のニーズに応じた枠組みとなっており、それぞれ実績をあげています。

しかし、近年の生活困窮に関する課題は経済的な問題だけではなく、社会的な孤立や医療問題など複合的な問題を抱える場合、また本人のみならずその家族にも課題があり、それらが絡み合っている場合もあります。このような状況を踏まえ、個別の制度の狭間に置かれている方に対しての支援策が求められていました。

こうした声を受けて平成 25 年 12 月、生活困窮者自立支援法が可決・成立し、平成 27 年 4 月から事業が開始されています。

これにより生活に困窮している方に対して、生活保護受給に至る前の段階で自立に向けた支援を行うことができ、課題が複雑化・深刻化する前に自立の促進を図ることが期待されています。